



2022年12月27日

各 位

会 社 名 株式会社マミーマート
代表者名 代表取締役社長 岩崎 裕文
(コード番号 9823 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役執行役員総合企画室長
青 木 繁
(TEL. 048-654-2516)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年11月11日開催の取締役会において、2022年12月16日開催予定の第57期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、同総会において承認・可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(30) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(31) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(30) (現行どおり)</p> <p>(31) <u>倉庫業</u></p> <p>(32) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則の規定は、前項の株主総会の日から3カ月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

3. 定款変更の効力発生日

2022年12月16日(金曜日)

以 上